

前月の本誌 No. 091 で平成 25 年度税制改正大綱の概要をご紹介しましたが、今回はその税制改正項目の中から、新制度として創設される 2 つの制度を採り上げてご紹介いたします。

なお、税制改正法案の国会審議の状況により、法律の内容が異なる場合がありますことをご了承ください。

I 所得拡大促進税制の創設

1. 概要

青色申告法人が次の要件のすべてを満たす場合には、法人税額の 10%（中小企業者等については 20%）を限度として、一定の金額（下記 3. の金額）をその事業年度の法人税額から控除することができることとなります。

2. 要件

- ① 給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して 5%以上増加していること
- ② 給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

※ 給与等支給額とは、役員等を除く、国内の事業所に勤務する従業員に対する給与等の支給額をいいます。

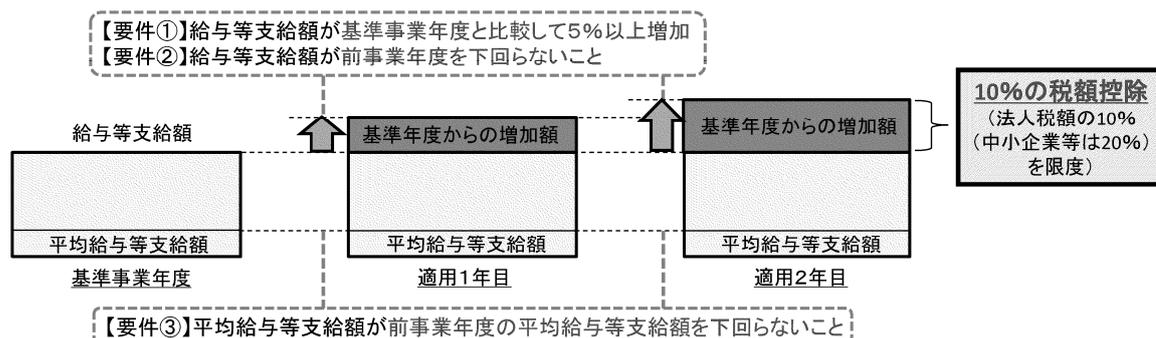
※ 基準事業年度とは、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいいます。

3. 税額控除額

$(\text{適用を受ける事業年度の給与等支給額} - \text{基準事業年度の給与等支給額}) \times 10\%$

4. 適用期間

この規定は平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において適用されます。



II 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

1. 概要

贈与者が30歳未満の受贈者（子・孫）へ教育資金を拠出し、金融機関に信託等した場合には、受贈者1人当たり1,500万円（学校等以外の者に支払われる場合は500万円を限度）までの金額については、贈与税が課されないこととなります。

教育資金とは、学校等に支払う入学金、授業料その他の金銭等と学校等以外の者に支払う金銭等のうち一定のものをいいます。

2. 要件

(1) 申告

受贈者はこの規定の適用を受けるためには、教育資金非課税申告書を、金融機関を経由して受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

(2) 払出しの確認

受贈者は、払い出した金銭を教育資金の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければなりません。

3. 終了時

受贈者が30歳に達した場合には、金融機関は教育資金として払い出した金額の合計額（以下「教育資金支出額」という）を記載した調書を税務署長に提出します。

贈与者から拠出された金額からその教育資金支出額を除いた残額は、受贈者が30歳に達した日に贈与があったものとして贈与税が課税されることとなります。

4. 適用期間

この規定は平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されるものに限り適用されます。

III その他

金銭等の受取書のうち記載された受取金額が **5万円未満**（現行3万円未満）のものには印紙税が課されないこととなります。

この改正は、平成26年4月1日以後に作成される受取書について適用されます。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、お願いいたします。